

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 ○×答練徹底攻略2023年版」正誤表・補遺について

2023年度社会保険労務士試験は、2023年4月14日の試験公示日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、2022年10月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、2023年4月14日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2023年5月19日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
P42	第5章 17 解答	～「上限が 171,650 円」 となる～	～「上限が 172,550 円」と なる～	5/19
P56	第3章 06 解答	～するときは、失業認定 申告書に「受給資格者証」 を添えて提出しなければ ならない。ただし、受給 資格者証を添えて提出す ることができないこと について正当な理由があ るときは、受給資格者証を 添えないことができる～	～するときは、「 <u>受給資格 者証</u> 」を添えて（ <u>当該受給 資格者が受給資格通知の 交付を受けた場合にあっ ては、個人番号カードを提 示して</u> ） <u>失業認定申告書</u> を 提出しなければならない。 ただし、受給資格者証を添 えて（ <u>当該受給資格者が受 給資格通知の交付を受け た場合にあっては、個人番 号カードを提示して</u> ）提出 することができないこと について正当な理由があ るときは、受給資格者証を 添えない（ <u>当該受給資格者 が受給資格通知の交付を 受けた場合にあっては、個 人番号カードを提示しな い</u> ）ことができる～	5/19
P76	第3章 04 解答	～令和4年10月1日か ら令和5年3月31日ま で～1,000分の15.5とな っている～	～ <u>令和5年4月1日から令 和6年3月31日まで</u> ～ 1,000分の <u>17.5</u> となっ ている～	5/19

P144	第 5 章 20 解答	出産育児一時金の額は、原則「40 万 8 千円」であり～1 万 2 千円が加算され、合計 42 万円となる～	出産育児一時金の額は、原則「 <u>48 万 8 千円</u> 」であり～1 万 2 千円が加算され、合計 <u>50 万円</u> となる～	5/19
------	-------------	--	---	------